

市第 78 号議案「横浜市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置の基準に関する条例の制定」、市第 86 号議案「横浜市下水道条例の一部改正」、市第 87 号議案「横浜市公園条例の一部改正」の 3 議案について

1 条例の制定及び改正の経緯

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成 23 年法律第 105 号、以下「第 1 次及び第 2 次一括法」とします。）が成立し、平成 23 年 5 月 2 日（第 1 次一括法）、8 月 30 日（第 2 次一括法）にそれぞれ公布されました。

(1) 条例制定及び改正の必要性

第 1 次及び第 2 次一括法により、国の地方自治体に対する「義務付け・枠付け」の見直しが行われ、これまで国が一律で定めてきた施設・公物設置管理基準等が条例に委任されました。

法律の施行期日の経過措置につきましては、平成 25 年 3 月末で満了することから、関係条例を平成 25 年 4 月 1 日までに定めて施行する必要があります。

(2) 全体概要

第 1 次及び第 2 次一括法により、本市に委任される法律数は 18 法律に及びます。1 つの法律に関して、複数の条例制定や改正が必要となるものがありますので、市全体で 38 条例（制定 30 条例、改正 8 条例）に関する議案を第 4 回市会定例会に提案し、各局が所管条例を説明しています。

(3) 条例に委任する場合における国の基準の類型

従うべき基準	条例の内容を直接的に拘束する、必ず適合しなければならない基準であり、当該基準に従う範囲内で地域の実情に応じた内容を定める条例は許容されるものの、異なる内容を定めることは許されないもの
標準	法令の「標準」を通常よるべき基準としつつ、合理的な理由がある範囲内で、地域の実情に応じた「標準」と異なる内容を定めることが許容されるもの
参酌すべき基準	地方公共団体が十分参照した結果としてであれば、地域の実情に応じて、異なる内容を定めることが許容されるもの

(4) スケジュール

平成 24 年 12 月市会 議案審議

12 月 条例公布

平成 25 年 4 月 条例施行（第 1 次及び第 2 次一括法施行期限）

2 対象となる環境創造局所管条例

- (1) 横浜市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置の基準に関する条例（制定）
- (2) 横浜市下水道条例（一部改正）
- (3) 横浜市公園条例（一部改正）

市第 86 号議案 横浜市下水道条例の一部改正について

1 条例委任される内容

法令名	条項	条例委任される基準	国の基準への対応	改正する条例	条項
下水道法	第7条 第2項	公共下水道の構造の技術上の基準	参 酌	横浜市下水道条例	26～30条
	第21条 第2項	終末処理場の維持管理	参 酌		31条

2 改正する基準の内容（別表参照）

(1) 公共下水道の構造の技術上の基準（排水施設や処理施設の材質や構造等を規定）

- ・「排水管の内径」以外は、国から示された「参酌すべき」基準のとおり
- ・「排水管の内径」は独自基準

< 国の参酌基準との比較 >

国 : 「排水管の内径は 100 mm を下回らない」

横浜市 : 「排水管の内径は 150 mm を下回らない」

< 理由 >

- ・横浜市の道路には多くの地下埋設物があり、それを避けて施工するために曲管を用いる事が多い。
- ・このため管の閉塞を防止するため、最小内径である 150 mm を採用しました。（従前より本市設計指針で定めていた。）

(2) 終末処理場の維持管理（水再生センター等の維持管理方法を規定）

- ・国から示された「参酌すべき」基準のとおり

3 条例改正のスケジュール

平成 24 年 12 月市会

議案審議

平成 24 年 12 月

条例公布

平成 25 年 4 月

条例施行（第 1 次及び第 2 次一括法施行期限）

別表（横浜市下水道条例の一部改正について）

条例名	条	条例の内容
下水道条例	第26条	(公共下水道の構造の技術上の基準) 法第7条第2項に規定する条例で定める技術上の基準は、次条から第30条までに定めるところによる。
	第27条	(排水施設及び処理施設に共通する構造の技術上の基準) 排水施設及び処理施設(これを補完する施設を含む。第29条において同じ。)に共通する構造の技術上の基準は、次のとおりとする。 (1) 堅固で耐久力を有する構造とすること。 (2) コンクリートその他の耐水性の材料で造り、かつ、漏水及び地下水の浸入を最少限度のものとする措置が講ぜられていること。ただし、雨水を排除すべきものについては、多孔管その他雨水を地下に浸透させる機能を有するものとしてることができる。 (3) 屋外にあるもの(生活環境の保全又は人の健康の保護に支障が生ずるおそれのないものとして下水道法施行規則(昭和42年建設省令第37号)第4条の3に定めるものを除く。)にあっては、覆い又は柵の設置その他下水の飛散を防止し、及び人の立入りを制限する措置が講ぜられていること。 (4) 下水の貯留等により腐食するおそれのある部分にあっては、ステンレス鋼その他の腐食しにくい材料で造り、又は腐食を防止する措置が講ぜられていること。 (5) 地震によって下水の排除及び処理に支障が生じないよう地盤の改良、可撓(とう)継手の設置その他の令の規定により国土交通大臣が定める措置が講ぜられていること。
	第28条	(排水施設の構造の技術上の基準) 排水施設の構造の技術上の基準は、前条に定めるもののほか、次のとおりとする。 (1) 排水管の内径は、150ミリメートルを下回らないものとし、かつ、計画下水量に応じ、排除すべき下水を支障なく流下させることができるものとしてすること。 (2) 流下する下水の水勢により損傷するおそれのある部分にあっては、減勢工の設置その他水勢を緩和する措置が講ぜられていること。 (3) 暗渠(きょ)その他の地下に設ける構造の部分で流下する下水により気圧が急激に変動する箇所において、排気口の設置その他気圧の急激な変動を緩和する措置が講ぜられていること。 (4) 暗渠である構造の部分の下水の流路の方向又は勾配が著しく変化する箇所その他管渠(きょ)の清掃上必要な箇所において、マンホールを設けること。 (5) ます又はマンホールには、蓋(汚水を排除すべきます又はマンホールにあっては、密閉することができる蓋)を設けること。
	第29条	(処理施設の構造の技術上の基準) 第27条に定めるもののほか、処理施設(終末処理場であるものに限る。第2号において同じ。)の構造の技術上の基準は、次のとおりとする。 (1) 脱臭施設の設置その他臭気の発散を防止する措置が講ぜられていること。 (2) 汚泥処理施設(汚泥を処理する処理施設をいう。以下同じ。)は、汚泥の処理に伴う排気、排液又は残さい物により生活環境の保全又は人の健康の保護に支障が生じないよう令の規定により国土交通大臣が定める措置が講ぜられていること。
	第30条	(適用除外) 前3条の規定は、次に掲げる公共下水道については、適用しない。 (1) 工事を施行するために仮に設けられる公共下水道 (2) 非常災害のために必要な応急措置として設けられる公共下水道

	<p style="text-align: center;">第 31 条</p>	<p>(終末処理場の維持管理)</p> <p>法第 21 条第 2 項の規定による終末処理場の維持管理は、次に定めるところにより行うものとする。</p> <p>(1) 活性汚泥を使用する処理方法による場合は、活性汚泥の解体又は膨化を生じないようにエアレーションを調節すること。</p> <p>(2) 沈砂池又は沈殿池の泥ために砂、汚泥等が満ちたときは、速やかにこれを除去すること。</p> <p>(3) 急速濾(ろ)過法による場合は、濾(ろ)床が詰まらないように定期的にその洗浄等を行うとともに、濾(ろ)材が流出しないように水量又は水圧を調節すること。</p> <p>(4) 前 3 号に掲げるもののほか、施設の機能を維持するために必要な措置を講ずること。</p> <p>(5) 臭気の発散及び蚊、はえ等の発生の防止に努めるとともに、構内の清潔を保持すること。</p> <p>(6) 前号に掲げるもののほか、汚泥処理施設には、汚泥の処理に伴う排気、排液又は残さい物により生活環境の保全又は人の健康の保護に支障が生じないよう令の規定により国土交通大臣及び環境大臣が定める措置を講ずること。</p>
--	---	---